

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

ワーカーズコープ には

重要事項説明書

(令和7年11月1日現在)

1. 事業の目的

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団が開設するワーカーズコープ には (以下「事業者」という。) が行う指定放課後等デイサービス (以下「放課後等デイサービス」という。) の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関することを定め、事業者の職員が、扶養義務者及び利用児童に対し、適正な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- (1)事業者は、扶養義務者及び利用児童の意向、利用児童の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画 (以下「通所支援計画」という。) を作成し、これに基づき利用児童に対して放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより、利用児童に対して適切かつ効果的に放課後等デイサービスを提供する。
- (2)事業者は、利用児童の意思及び人格を尊重して、常に利用児童の立場に立った放課後等デイサービスの提供に努める。
- (3)事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、児童福祉法及び障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (4)事業者は、利用児童の人権の擁護、虐待及び身体拘束防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- (5)事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

3. 事業者の概要

事業者名称	ワーカーズコープ には
所在地	〒442-0817 豊川市古宿町市道111番地1
電話番号	0533-56-7056
提供サービスの種類	放課後等デイサービス 指定No.2355200284
サービスを提供する対象地域	豊川市
第三者評価の実施状況	当事業所では、福祉サービス第三者評価を受審していません。

4. 事業者の職員体制

(令和7年11月1日現在)

	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1名		運営管理業務
児童発達支援管理 責任者	1名 (管理者と兼務)		通所支援計画の作成等
児童指導員		7名	発達支援訓練・指導業務等
保育士	1名	2名	発達支援訓練・指導業務等
指導員 (強度行動障害支援資格者)		1名	発達支援訓練・指導業務等

5. 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金曜日 ※ただし、国民の祝日、お盆（8月13日～8月15日）、 年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
営業時間	9：00～18：00 ※上記の営業日・営業時間以外は、携帯電話等により連絡が可能な 体制とする。
利用定員	10名

サービス提供時間

学校終了後 - 14：00～17：00 / 学校休業日 - 10：00～17：00 ※ただし、国民の祝日、お盆（8月13日～8月15日）、年末年始（12月29日～ 1月3日）を除く。

6. 事業者が提供するサービスと利用料金

(1) 利用児童に対するサービス内容

ア) 通所支援計画の作成

イ) 日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

ウ) 集団生活適応訓練

会話等

エ) 創作的活動

絵画、工作等

オ) 更生相談

医療、福祉、生活の相談等

カ) 介助方法の指導

家族等に対する介助技術指導等

キ) 健康指導

健康チェック、健康相談

ク) 介助サービス

更衣、排せつ等の身体介助

ケ) 送迎サービス

事業所と自宅又は学校間の送迎

(2) サービス利用料金

厚生労働大臣が定める月額負担上限額の範囲内

※教材費は1カ月500円(税込)とする。但し、放課後等デイサービスいっぽと併用する場合には、片方だけの請求とする。

※おやつ代は1日80円(税込)とする。

※昼食代は1回300円(税込)とする。

(3) 利用料の支払い方法

銀行振込による支払いとする。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用児童及び扶養義務者と事業者との間で利用契約を結ぶものとする。

(2) サービスの中止及び変更

1) 利用児童及び扶養義務者の都合でサービスを中止及び変更する場合は30日前までに文書で申し出るものとする。

2) 事業者が人員不足・破産等の事情でサービスの提供が継続できなくなった場合は、事業を終了する30日前までに文書で通知する。

3) その他の事項については利用契約書を遵守する。

8. サービス実施の記録

(1) サービス実施記録の確認

事業者は、サービスの提供ごとに提供日時及び提供したサービス内容等を記録し、扶養義務者にその内容の確認を依頼する。

(2) 利用児童の記録や個人情報の管理

事業者は、個人情報保護法及び関係法令や市町村条例に基づいて、利用児童の記録や扶養義務者等の個人情報を適切に管理する。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用児童等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、次の措置を講じるものとする。

14. 重要事項の説明

放課後等デイサービスの提供の開始にあたり、扶養義務者に対して利用契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 〒442-0817 愛知県豊川市古宿町市道111番地1
名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
ワーカーズコープ には

令和 年 月 日

管理者 ㊞

説明者 ㊞

私は、利用契約書及び本書に基づいて重要事項の説明を受けました。

扶養義務者 住 所

氏 名 ㊞